

郵送による転出届

住所を他の市町村に移す場合、あらかじめ元の住所地で転出の手続きが必要です。しかし、すでに鋸南町を離れ新しいお住まいへ移られた方については、郵送により転出の届出をすることができます。

届出に必要なもの

1) 必要事項を記入した届出書または転出証明書交付依頼書等

内容の確認が必要な場合がありますので、必ず日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。

2) 返信用封筒

転出証明書を返送します。切手を貼り、宛先・宛名もご記入ください。

3) 本人確認書類の写し

① 次のうち1点

住基カード（写真付）、運転免許証、個人番号カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証 等

② ①をお持ちでない方は以下のものを2点以上

保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証 等

※注意事項

まだ鋸南町にお住まいの方は、郵送による転出の届出をすることはできません。鋸南町役場または町民サービスコーナーにて届出をしてください。

国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証など、鋸南町から発行しているものについては、届出時に返却していただく必要があります。これらの交付を受けている方はあわせてお送りください。

郵送先

〒299-2192

千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

鋸南町役場 税務住民課 住民保険室 あて

※なお、届出自体には手数料はかかりません。